

平成25年度岩美町交通安全スローガンが決定!

平成25年3月5日(火)に岩美町交通安全対策協議会を開催し、平成25年度の岩美町交通安全スローガンが決定しました。このスローガンは岩美町独自のものです、特に岩美町の方に守ってほしいこと3つをスローガンにしたものです。このスローガンを念頭に置いて安全運転を心がけましょう。

また、春の全国交通安全運動が4月6日(土)から15日(月)までの10日間実施されます。交通ルールを遵守し、マナーの向上に努めましょう。

平成25年度

岩美町交通安全スローガン

1. 飲酒運転は絶対にやめましょう。



■酒酔い運転
無条件で
35点免許取消し
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



■酒気帯び運転
呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上
25点免許取消し
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
13点免許停止

2. シートベルト・チャイルドシートを必ず締めましょう。



子供を乗せたらチャイルドシート
チャイルドシート不使用
違反点数**1**点

3. 運転時の右折時、左折時の合図を早めに出しましょう。



— 岩美町交通安全対策協議会 —

ただいま固定資産税の 閲覧・縦覧中!

4月1日より、固定資産課税台帳の閲覧と土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。
左記のとおり期間を設けていますので、この機会に固定資産税の内訳を確かめておきましょう!

【閲覧・縦覧期間】

4月1日(月)～4月30日(火)の平日

【閲覧対象者】

- ・ 固定資産税納税義務者又はその代理人
- ・ 土地や家屋を借りている方(賃貸借契約書等を提示してください)

【縦覧対象者】

- ・ 固定資産を所有している納税者又はその代理人(納税義務者のうち、納税対象となっている方)

【時間】

午前8時30分～午後5時まで

【場所】

役場税務課窓口

※運転免許証等、本人確認できるものが必要です。
(代理人の場合は委任状も必要です。)

問い合わせ先

税務課 ☎73-1413